

ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業Q&A

1 事業について

Q 1	ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業とは、どのような事業ですか。	A 1	SDG s の取組の裾野を広げるために、これらに取り組む農林漁業者等を兵庫県農林水産部(以下、「農林水産部」という。)が登録・紹介する事業です。
Q 2	この事業における「農林漁業者等」とはどのような者を指しますか。	A 2	認定農業者、兵庫県意欲と能力のある林業経営体、農林水産業を営む法人、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合 等、3 戸以上の農林漁業者の組織する団体を指します。
Q 3	この事業の目的は何ですか。	A 3	SDG s の達成に向けて取り組む県内の農林漁業者等の宣言内容を登録・集約し、広く社会に公表することにより、宣言者の取組を支援します。
Q 4	宣言者としての登録を受け、SDG s を推進することで期待される効果はどんなことが考えられますか。	A 4	次のような効果が見込めると考えています。 ・ 農林漁業者等のイメージ向上 ・ 経営等におけるリスクマネジメント ・ 経営方針の明確化 ・ 従業員・職員等のモチベーションアップ ・ 社会課題への対応・新たなビジネスチャンス ・ 多様な人材確保
Q 5	ひょうご農林水産SDG s 推進宣言者として登録されれば、例えば、生産する農林水産物等に対して農林水産部から一定の認証などが与えられたものと認識してよいですか。	A 5	要件を満たす申請者には農林水産部から登録証を発行しますが、宣言者の生産する農林水産物等の品質等を農林水産部が保証するものではありません。
Q 6	宣言者として申請すれば「SDG s 達成に向けた取組を行っている」ことになりますか。	A 6	宣言者としての申請はあくまで、SDG s を知り、具体的なアクションを進めるための第一歩にすぎません。本事業では、宣言をきっかけとして各農林漁業者等が一体となってSDG s に関して理解を深め、独自の取組が進むことを期待しています。
Q 7	登録すれば、SDG s の取組を行っている証明になりますか。	A 7	企業等の取組を「認証」するものではありません。本事業は、SDG s の取組を実施し、その取組を自ら発信する農林漁業者等を「登録」する事業です。
Q 8	ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業の募集は今後も行いますか。	A 8	年2回の募集を予定しています。

2 申請・登録について

Q 9	申請できる対象者は誰ですか。	A 9	兵庫県内に事業所を有し、以下ア～オのいずれかに当てはまる者です。 ア 認定農業者 イ 兵庫県意欲と能力のある林業経営体 ウ 農林水産業を営む法人 エ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等 オ 3 戸以上の農林漁業者の組織する団体
Q 10	申請できる対象者に該当することはどのように証明する必要がありますか。	A 10	申請時に、該当する対象要件を選択してください。その際、該当することを証明する書類等の添付は必要ありませんが、申請受付後に提出を求める場合があります。 なお、「3 戸以上の農林漁業者の組織する団体」については、「規約」を定めている必要があります（規約を定めていない場合は、本事業へ申請いただけません）。こちらも同様に、規約の提出を求める場合がありますのでご承知おきください。
Q 11	兵庫県内に事業所（事務所・営業所・加工場等）を有していませんが、県内農林漁業者等との取引がある場合や、近い将来に県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。	A 11	申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。
Q 12	県内に複数の事業所がある場合、申請はどのようにすればよろしいですか。	A 12	事業所単位での申請となります。
Q 13	宣言者としての登録を機にSDG s の取組を実施しようと考えていますが、申請可能ですか。	A 13	申請時点で既にSDG s の取組を実施し、その取組を自らのホームページや事業所での掲示等により、公表していることが必要です。
Q 14	どうしてSDG s の取組を、自らのホームページや事業所での掲示等により発信しなければいけないのですか。	A 14	「ひょうご農林水産SDG s 推進宣言事業」は、農林漁業者等のSDG s の達成に向けた取組を「見える化」し、SDG s に関する具体的な取組を普及させることを目的としていますので、農林漁業者等が自ら発信することで、多くの皆様に伝わることを期待しています。
Q 15	公表方法は自らのホームページ限定ですか。	A 15	ホームページ、SNSなどが無い場合は、会社等の案内パンフレットや事業所での掲示等により発信していただくこととしています。この場合、申請の際に写真の添付が必要となります。

Q 1 6	既にSDG sに向けた取組を行っていますので、登録されたらその取組をホームページに掲載しようと考えていますが、申請可能ですか。	A 1 6	申請時点で既にSDG sの取組をホームページや会社案内パンフレット等で公表していることが必要です。
Q 1 7	兵庫県内の事業所で申請しますが、ホームページは本社（県外）のものしかありません。	A 1 7	本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が記載されていれば構いません。当該事業所での取組と全社的な取組が同一である場合は、全社的な取組が記載されていれば結構です。
Q 1 8	申請の方法を教えてください。	A 1 8	申請書は電子申請（推奨）又は郵送により提出してください。 【電子申請の流れ】 ①以下の電子申請システムにて、システム利用規約に同意の上で、申請フォームへお進みください。 電子申請システム： https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1752460965907 ②必要項目を全て入力し、場合によりパンフレットや写真等のデータを添付し、申請してください。 ③登録したメールアドレスにメール件名「【到達通知】ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業の申請を受け付けました」が届いたら申請は完了です。 【郵送申請の流れ】 ①県ホームページから、申請書様式（Excel）をダウンロードしてください。 県ホームページ： https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk02/sdgs/suishin/1.html ②必要項目を全て記入し、場合によりパンフレットや写真等を添付したうえで、必ず追跡可能な方法で送付してください。 宛先：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 総合農政課 農林水産政策班 SDGs推進宣言事業担当（TEL：078-362-9193） ③申請者ご自身で追跡記録などをご確認いただき、到着したら申請は完了です。 ※メール・持参による申請は受け付けていません。
Q 1 9	申請書は手書きしたものを提出できますか。	A 1 9	可能です。手書きの上、郵送でご提出いただく場合は、楷書体で丁寧に記入してください。
Q 2 0	申請は随時受け付けていますか。	A 2 0	申請は、申請受付期間（締め切り時刻までに必着）に限られます。申請受付期間は、兵庫県のホームページでご確認ください。（年2回、募集予定です）
Q 2 1	申請から登録までの流れを教えてください	A 2 1	申請受付後、農林水産部で申請内容の確認作業を行います。申請内容について、必要に応じて農林水産部から確認の連絡をする場合があります。なお、申請受付後、概ね2か月程度を目安に登録通知及び登録証を交付します。
Q 2 2	申請書について審査等がありますか。	A 2 2	目標や取組内容についての審査はありませんが、必要事項がすべて記載されているかの確認をさせていただきます。
Q 2 3	申請しましたが、その後、音沙汰がありません。大丈夫でしょうか。	A 2 3	申請受付後、約1～2か月間の期間で書類確認等を行うため、申請いただいた時期によってはしばらくの間、連絡がないこともあります。書類の不備、修正等がある場合は申請書に記載いただいたご担当者宛に連絡させていただきます。
Q 2 4	無事に登録となる場合は、いつ連絡が来るのですか。	A 2 4	すべての申請者の書類確認が終了したタイミングで、ご担当者宛にメールで連絡させていただきます。
Q 2 5	農業を営む法人ですが、認定農業者にもなっています。この場合、対象者としての要件は、「認定農業者」と「農林水産業を営む法人」のどちらを選択したらよいですか。	A 2 5	2つ以上の対象要件に当てはまる場合は、いずれか1つ選択してください。選択いただいた要件によって、登録の内容等が変わることはありません。
Q 2 6	自らの業務が多岐にわたり、「業種」の選択で該当するものがありません。	A 2 6	主要な業種に最も近いものを1つ選択してください。どうしても選択できない場合は「その他」を選択の上、業種を記載してください。
Q 2 7	どのような場合に登録が取消になりますか。	A 2 7	SDG sの取組実態がない場合や、登録要件に欠く事実が判明した際には、登録を取り消すことがあります。
Q 2 8	登録期間は何年間ですか。	A 2 8	登録の有効期間は、令和12(2030)年12月31日までです。
Q 2 9	申請に当たり費用はかかりますか。	A 2 9	無料です。なお、電子申請等に係る通信料や郵送申請に係る郵送料金等は、申請者負担となります。

3 様式第1号（申請書）の書き方について

Q 3 0	様式第1号の書き方を教えてください。	A 3 0	様式内の別シートにて、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 3 1	従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。	A 3 1	常時勤務している従業員数です。

4 様式第2号（宣言内容）の書き方について

Q 3 2	様式第2号の書き方を教えてください。	A 3 2	様式内の別シートにて、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 3 3	目指すゴールは複数でもよいですか。	A 3 3	目指すゴールは1つ設定してください。複数のゴールに関連する場合は、最も主となるゴールを1つ設定してください。
Q 3 4	「目指すゴールと自らの活動の関係」は何を記入すればよいですか。	A 3 4	目指すゴールを選択した理由を、自らの活動と関連付けて記入してください。様式内の別シートにて、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 3 5	目標は数値目標でなければなりませんか。	A 3 5	できるだけ数値目標としてください。「達成に向けた具体的な取組内容」を数値目標で設定することにより、主体的な取組となることを期待しています。
Q 3 6	「具体的な取組」には、全社で取り組む内容を記載する必要がありますか。	A 3 6	事業所単位での申請となるため、事業所ごとの取組を記載ください。

5 その他

Q 3 7	ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業に宣言者として登録されていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。	A 3 7	使用できません。オリジナルロゴマークは、ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業への宣言者（及びひょうご産業SDGs推進宣言事業の宣言企業）のみ使用することができます。
Q 3 8	交付された登録証は、事業所で掲示したり、自らのホームページ等で公開しても良いですか。	A 3 8	SDGsの取組を県内全域に広げるため、積極的に事業所での掲示や、各者のホームページでの公開等を行っていただきますようお願いいたします。ただし、登録証の加工等は行わないでください。
Q 3 9	申請書は公開されますか。	A 3 9	申請内容のうち、事業者名・団体名・屋号等と、所在地、業種、ホームページURL、取組の概要等は、兵庫県ホームページで公開します。
Q 4 0	登録後に取組内容や目標を変更できますか。	A 4 0	変更届（様式第3号）を提出することにより、変更可能です。
Q 4 1	納税証明書は必要ですか。	A 4 1	申請書への納税証明書の添付は必要ありません。なお、申請時に様式第1号のチェック項目へのチェックが必要です。